

「福岡市都市計画マスタープラン改定検討懇話会」設置要綱

(名称)

第 1 条 本会は、「福岡市都市計画マスタープラン改定検討懇話会」（以下、「懇話会」という。）と称する。

(目的)

第 2 条 懇話会は、福岡市都市計画マスタープラン改定の骨子案作成に向けての参考とするため、専門的・学術的見地から、委員より市に対して情報の提供、助言等を行うことを目的とする。

(委員の選任)

第 3 条 懇話会は、市長が委嘱した学識経験者で構成する。
2 委員の任期は令和 7 年 3 月 31 日までとする。

(会議)

第 4 条 懇話会の会議は、市長が必要と認めたときに招集し、事務局が会議の進行にあたる。
2 市長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
3 会議は原則公開とする。ただし、議事の内容が、福岡市情報公開条例第 38 条ただし書きの規定に該当する場合は非公開とすることがある。
4 議事録については、前項で規定する非公開情報を除きその概要を公開する。

(事務局)

第 5 条 懇話会の事務局は、福岡市住宅都市局都市計画部都市計画課に置き、懇話会の庶務を行う。

(守秘義務)

第 6 条 委員は、その職務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(雑則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に必要な事項は、事務局が委員と協議の上、定める。

附則 この要綱は、第 1 回懇話会開催日から施行する。